

京都大学 大学文書館だより

Kyoto University Archives Newsletter

第49号

目次

要配慮個人情報を含む資料の閲覧：

イギリスにおけるアーカイブズへのアクセス方針

阿久津 美紀 2

京大・広報史

一『京都大学百二十五年史』執筆の立場から一

西山 伸 4

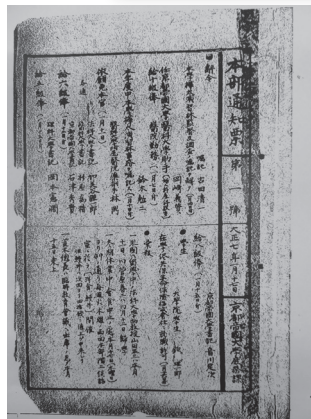
日誌 6

大学文書館の動き： 7

「演習林関係資料」をご寄贈いただきました

豊川海軍工廠への学徒勤労動員

橋本 陽 8



京大で出されていた広報刊行物

上の写真は、『京都帝国大学一覽』『京都大学一覽』。京大創立直後の1898年から1973年までほぼ毎年度刊行された。左下は『本部通知票』第1号（1918年1月17日付）。後に『学報』と改称される。右下は『京大広報』第1号（1969年5月20日付）。現在はウェブ版のみが刊行されている（関連記事4頁）。

要配慮個人情報を含む資料の閲覧： イギリスにおけるアーカイブズへのアクセス方針

立命館大学衣笠総合研究機構専門研究員 阿久津 美紀

個人情報を含む資料をどのように公開、利用につなげていくのか。アーカイブズを管理する施設は、この課題に長く頭を悩ませてきた。公開範囲の決定が難しいことから、個人情報を含む資料を管理することを避けたいという声さえ聞こえてくる。そこで本稿では、イギリスにおける要配慮個人情報に着目し、どのようにして記録管理と個人情報を含む資料の利用が効率的に実践されるに至ったのか検討してみたい。

日本において個人情報は、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもので、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができる情報である。さらに、個人情報の中でも、要配慮個人情報というものが定められている。これは、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに特に配慮を要する個人情報のことで、これらを含む個人情報の取得には、原則として本人の同意が必要であるとされている。国立公文書館は個人情報を含む記録の閉鎖期間を、資料の内容により50年、80年および110年以上の3つを設定している。この国立公文書館の方針を参考として、自治体の公文書館などでは公開基準を定め、それに従ってマスキングや袋がけといった技術的な対応を行っている。しかしながら、文書中に含まれる個人情報をチェックし、マスキングした上で申請者へ提供することは、職員にとっても時間や作業の面で大きな負担となる。

日本の自治体の中には閉鎖期間であっても資料を利用できるように、「特別閲覧」の制度を設けているところもある。特別閲覧の制度は、閲覧制限期間を設定し、閉鎖期間内の情報であっても、利用者がアクセスできる手段を確保する方法であり、研究目的を特に公益性があるものに限定し、手続きにより、閲覧できる可能性を残したものである（渡邊佳

子「文書館における個人情報の取り扱いを考える」『記録と史料』9号、1998年）。しかしながら、個人情報を含む資料の利用に関して、特別閲覧を行う機関ばかりではなく、そもそも資料を移管せずに廃棄する場合や、組織の中で長期間保管だけをしている状態になっている場合が少なくない。また、平均寿命を考慮して、閉鎖期間をこれまでよりも延長するような動きもある。

このような日本の状況と比較して、イギリスでは個人情報を含む資料をより早期に利用させる仕組みが整えられている。どのような規定の下でそれを可能にしているのかを確認してみよう。

◇イギリスにおける個人データ

イギリスにおける個人情報は、一般データ保護規制（General Data Protection Regulation、以下 UK GDPR）とデータ保護法（Data Protection Act 2018、以下 DPA）に規定されている。EU 離脱に伴い 2021 年に施行された UK GDPR ではあるが、EU の一般データ保護規則（GDPR）の内容に基づいている。UK GDPR は、法執行機関や情報機関を除き、イギリスにおける個人データの処理などについて、重要な原則、権利および義務を定めている。また、DPA は、人々のプライバシーを保護するために個人データを収集、処理、保存する方法を定めた法律であり、個人には、自分のどのような個人データが保持されているかを知り、特定の状況でそのデータを消去する権利が与えられる。

UK GDPR における「個人データ」とは、識別された、または識別可能な自然人に関するあらゆる情報（4 条 1 号）を指す。識別可能な自然人とは、特に、氏名、識別番号、位置データ、オンライン識別子等の識別子、または当該自然人の身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的若しくは社会的アイデンティティに特有な 1 つ、若しくは複数の要素を参照することによって、直接的または間接的に識別されうるものである（日本貿易振

興機構『英国一般データ保護規制(UKGDPR)』実務ハンドブック』2022年)。また、日本の要配慮個人情報に該当するようなイギリスにおける特別カテゴリの個人データは、以下にあげるものが該当する。

【表1】イギリスにおける特別カテゴリの個人データ

人種や民族の起源を明らかにする個人データ
政治的意見を明らかにする個人データ
宗教的または哲学的な信念を明らかにする個人データ
労働組合のメンバーであることを示す個人データ
遺伝的データ
バイオメトリックデータ（本人確認を目的とする場合）
健康に関するデータ
個人の性生活に関するデータ
人の性的指向に関するデータ

イギリスでは、特別カテゴリの個人データの処理は、原則として禁止されており（UK GDPR 9条1項）、データ保護の観点から特にセンシティブなデータであるため、例外的に処理が認められる範囲が限定されている。ここでいう処理とは、個人データに対して行われる収集や保管、開示などの一連の作業のことである（UK GDPR 4条2号）。

アーカイブズの利用に関しても研究や統計調査とともに、法律上の根拠があれば、個人データの処理が認められている（DPA Schedule1）。イギリスにおいてデータの保護はアーカイブズの管理を妨げるものではなく、データ保護法は、アーカイブズの重要性を明確に認めており、公共の利益のためのアーカイブズとデータ保護法の間には本質的な矛盾はなく、公共の利益を目的としたアーカイブ化は、さまざまな原則の運用を適応させ、必要な保護措置が講じられている場合、データ主体権限（忘れられる権利やデータ訂正の権利など）を免除している（The National Archives, "Guide to archiving personal data," 2018）。

◇平均寿命と記録の閉鎖期間

2005年にイギリスの国立公文書館が作成した「平均寿命と個人記録の閉鎖—国立公文書館諮問会議のための報告書（LIFE EXPECTANCY AND THE CLOSURE OF PERSONAL RECORDS

— A paper for the Advisory Council on National Records and Archives)』では、平均寿命の変化と記録の閉鎖期間を調査し、資料について①100年の閉鎖期間を維持する、②延長する、③実際の死亡日を使用、を含む3つの選択肢が検討された。その結果、100年の閉鎖期間を変更しないことを推奨することを決定した。寿命を100年と仮定し、実質的に苦痛を伴う性質の個人データが個人の生存中に公開されないことを保証するためである。閉鎖期間は出生日から計算する資料、記録日から計算する資料があるが、例えば、1894年に生まれた人の資料は、1994年には利用できる。また、1894年時点で資料に記載されている対象者の年齢が16歳であった場合は、84年の閉鎖期間を設定することになる。現在のガイドラインでは、閉鎖期間は100年という前提で、申請者が資料に記載される対象者が生存していないことを証明できれば、請求した特定の情報を申請者だけでなく、より広く利用できる可能性がある。また、個人の死亡を証明する責任は、その情報が広く知られている場合を除き、国立公文書館にあるのではなく、申請者側にあることも示されている。

2012年に国際公文書館評議会が公開したアーカイブズのアクセスの原則5では、アーカイブズは平等かつ公正な条件で提供されると定められている。併せてアーカイブズは多様なカテゴリの利用者によって利用されており、アクセス規則は利用者のカテゴリに応じて区別される場合があることにも言及している。例えば、病院記録から統計情報を求める医療研究者などは閉鎖期間が満了する以前に記録へのアクセスが許可され、個人情報に配慮しながら、記録を利用できる。このように、各カテゴリの中での平等かつ公正な条件で提供することが推奨されている。資料の利用について日本では全員平等の意識が根付いているが、それは個人情報を含む資料において、研究者やその資料内容の当事者など、様々なカテゴリの中での利用条件を設定されることは重要である。また、イギリスのように平均寿命から閉鎖期間を決定することで、個人情報を含む資料を効率よく利用に供することが可能になる。これにより、アーカイブズを管理する施設の従事者や利用者にとっても迅速な資料の提供と利用に結び付くのではないだろうか。

京大・広報史

—『京都大学百二十五年史』執筆の立場から—

京都大学大学文書館教授 西山 伸

現在京都大学では、さまざまなステークホルダー（受験生とその保護者・卒業生・寄附者・関連機関など）に向けて多様な広報活動が行われている。その媒体も、紙やホームページにとどまらず、最近ではSNSも積極的に活用されている。本稿ではそうした京大の広報活動を歴史的に振り返ってみたい。特に筆者が『京都大学百二十五年史 通史編』（2022年、以下「百二十五年史」と表記）を執筆した際に参考にした、三つの刊行物に注目する。なお本稿の一部は、坂口貴弘「『一覧』という名の大学広報誌」（『京都大学大学文書館だより』第22号、2012年）を参考にして

「一覧」は関係機関に送られただけでなく、市販もされていた。

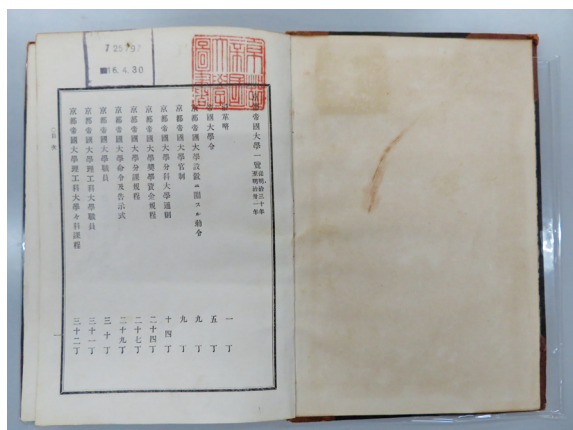
無味乾燥な規程や名簿ばかりで退屈な内容と思われるかもしれないが、大学文書館に勤めている身からすると、大いに役に立つものである。当館によくある問い合わせに、自分の先祖、自社の創業者などが昔京大に在学していた証拠はないかというのがある。そういうときは、名簿が掲載されている「一覧」を紹介する。また建物配置図も、一年ごとの変遷を追うことができるので、どの建物がいつ建てられたのかが大体判明する。

「百二十五年史」執筆の立場からだと、規程の改正を追えるのもありがたかった。1914年に理工科大学が理科大学と工科大学に分離するが、新たに発足した両分科大学における学生の履修方法は対照的なものであった。理科大学規程では第5条に「学修ニ関シテハ一定ノ課程ヲ設ケス学生ニ於テ各自学修スヘキ科目ヲ選択スルモノトス」と定められたのに対して、工科大学規程第4条には「第一学年ノ課程ヲ修了セシ者ニアラサレハ第二学年以降ノ授業ヲ受クルコトヲ許サス」となっていた（『京都帝国大学一覧 自大正三年至大正四年』199・182頁）。学生の自発性を重んじた理科と段階的な履修を重視した工科のこうした教育方針の違いが両分科大学分離の理由だったのでは、と勘ぐりたくなる。

京大における「一覧」は、敗戦前後に一時中断したのちもしばらく続いたが、速報性に欠け現実的活用に応じ得なくなったとして1975年に廃止が決定された（最終の刊行は1973年）。なお戦前の「一覧」は国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧可能である。

1、『京都帝国大学一覧』『京都大学一覧』

京大創立の翌年である1898年に『京都帝国大学一覧 従明治三十年至明治三十一年』が刊行された。その後原則としてこの「一覧」は毎年度刊行される。ここに載せられている主な内容は、制度を中心とした沿革略、関係法令、通則、諸規程、職員名簿、在学生・卒業生名簿、建物配置図などである。



『京都帝国大学一覧 従明治三十年至明治三十一年』の目次

そもそも「一覧」とは京大オリジナルではない。現在分かっている最も古い「一覧」は『東京開成学校一覧 明治八年二月』という東京大学の前身学校のものであり（中野実『東京大学物語 まだ君が若かったころ』吉川弘文館、1999年、35頁）、以後大学や高等学校などで刊行されていく。そしてこれらの

2、『学報』

1918年1月17日、『学報』の前身である『本部通知票』第1号が刊行された。その後第131号（1919年1月4日付）で『学報』と改称されている。『学報』は「一覧」とは異なり明確に学内教職員向けの刊行物で、主な内容は辞令、告示・掲示、学内規則の改正、イベントの告知などであり、不定期に（多いときには週数回）刊行された。

主要な人事異動は『学報』で追えた。また

告示・掲示からは、その時に何が起こっていたのか、さらに起こったことに対する大学の姿勢を見ることができた。他には例えば、1924年6月14日付の第986号に載っている6月18日の創立記念日を祝う大懇親会の告知記事には「ページェント 尾上松之助氏武士道鼓吹ノ為義侠的ニ出演 上杉謙信春日山城中之場ヲ演ズルト」とある。尾上松之助といえば、映画界の大スターであった。こうした楽しい記事もそのときどきの大学の姿を映し出してくれるものである。

『学報』は2004年3月30日付の第4874号を以て終刊となる。廃止された理由を記した文書は未見だが、おそらくはホームページやメールの発達で紙媒体による伝達が意味をなさなくなったと判断されたからであろう。

3、『京大広報』

現在まで続く『京大広報』の第1号は、1969年5月20日に刊行された。時期から分かるように、発刊の理由は京大における大学紛争であった。第1号に掲載された奥田東総長の「『京大広報』の発刊にあたって」には、「大規模化した大学において、とくに近年のように事態が流動的な場合に痛感されるのは、現在大学において生起している事実の情報の不足であります」とした上で、『京大広報』は「当面事実の報道ということに編集の方針をしばって発行していくことになっております」と発刊の意図が語られている。

従って当初の『京大広報』は、次々起こる事件の経過や各種の声明、会議体の審議記録など、ほぼ紛争関係の記事で埋め尽くされていた。1970年代に入っても京大ではさまざまな事件が起こっていたのでその関連記事の掲載が中心であり、『京大広報』に初めて「随想」が掲載されたのは1977年1月1日付の第132号であった。しかしその後大学の中が落ち着いてくるにつれ、『京大広報』には式典における総長式辞、学内委員会の報告、国際交流にまつわる出来事、展示や公開講座などの社会連携事業、主要人事、組織・施設の設置、部局・教室の紹介、随想、さらに必要に応じて総長が所感を載せるなど、多種多様な記事が掲載されるようになった。当初は不定期であった刊行も1977年から原則月2回に落ち着き、学内の代表的な広報刊行物として定着した。1996年4月の第501号から月1回刊行となり（同時にB5判からA4判になりカラー化された）、さらに2016年7月の第724号をもって紙媒体が廃止されるとともに年6回の刊行になり現在に至っている。

「百二十五年史」執筆に当たっては、『京大

広報』を大いに利用した。紛争時はもちろん、それ以外にも例えば1970年代の京大を揺るがした竹本処分問題は教員の分限処分という非常にデリケートな問題であったにもかかわらず、詳細な経過報告が載っているのも役に立った。1980年代後半に国立大学の入試がA日程・B日程と分かれたときの京大の対応、桂キャンパスに決着した第三キャンパス問題、長期間議論されていた教養部改革、大学院重点化、そしてもちろん個々の部局の設置・改編など、『京大広報』の記事を典拠にして執筆した出来事は数多い。もちろんこれらは京大当局の立場に立って書かれた記事であり、その点ではいわゆる史料批判が求められるものではあるが、「百二十五年史」からすれば、とりあえず京大当局が公式に発言していることを正確に記録し、その出来事を再検討したり批判したりする場合の基礎資料として使われる役割を果たすべきと筆者は考えていたので、そのまま典拠とした。

「百二十五年史」には全部で1516の註記があるが、確認したところそのうち15.4%にあたる234の註記の典拠が、上記三つの刊行物をはじめとする全学的広報刊行物であった。これは347を占める学内公文書に続く数であり、決して少ない数ではない。それだけこれらの刊行物は、同時代における広報だけでなく京大の歴史を記述する上で重要な役割を果たしてきた。ところが最近少し状況が変わってきているように思えてならない。最初に述べたように、現在京大では多様な広報活動が行われており、全学的な広報誌だけでも何種類も刊行されている。これらはいずれも基本的なデータや構成員の個人的活動などを読みやすく、幅広い読者層を対象にまとめていることは間違いない。ただ、大学を取り巻く状況、あるいは大学そのものの変化のスピードがますます速くなっている現在、京大がどういう方向に向かっているのか、具体的にどのような改革がなされようとしているのか、といったことについて正確な情報を構成員がどれだけ得ているのか、については若干の懸念を覚えている。『学報』や『京大広報』のような形をとるかどうかはともかく、「現在大学において生起している事実の情報」をいかに構成員に伝えていくかということは、かなり重要なように思われる。そしてそれは、後になっても資料として利用できる形になっていることも合わせて求められよう。とりあえず筆者の関わった仕事に引きつけて言えば、やがて出版されるであろう『京都大学百五十年史』では最近の出来事を何を典拠にして執筆する？ということなのである。

[日誌] (2024年10月～2025年3月)

2025 年

- 4/ 1 学内より、医科大学創設期の画工に関する情報の有無につき照会。
- 4/ 1 西山教授、新採用職員研修において「京都大学の歴史」「なぜ文書を作る？ ―公文書管理法と私たち―」と題して講義。
- 4/10 学外より、久原躬弦胸像の移設時期につき照会。
- 4/11 学外より、大野陸軍病院写真の利用につき照会。
- 4/17 大学文書館教員会議。
- 4/21 学外より、1954 年度に入学した学生に関する資料の有無につき照会。
- 4/23 徳田八郎衛氏より、「1961 年国際宇宙線・地球嵐会議」集合写真寄贈。
- 4/30 『京都大学大学文書館だより』第 48 号刊行。
- 5/ 1 学内より、戦時中の写真の利用につき照会。
- 5/13 中田朋子氏より中塚明日蔵資料寄贈。
- 5/15 静岡新聞より、1938 年医学部入学生に関連する事項につき取材。
- 5/19 学外より、イランで考古学調査を行った研究者につき照会。
- 5/22 大学文書館教員会議。
- 5/22 学内より、卒業論文が法人文書に該当するか照会。
- 5/30 羽田亨関係資料を公開。
- 6/ 6 同志社大学学生、大学文書館の業務・書庫見学のため来館。
- 6/10 学外より、学徒出陣した学生に関する資料につき照会。
- 6/14 学外より、戦前の中国からの留学生につき、関連する資料の調査方法につき照会。
- 6/21 学外より、1964-65 年に客員教授として滞在した人類学者に関する資料につき照会。
- 6/24 NHK より、第三高等学校のラグビー場の所在地につき取材。
- 6/26 大学文書館教員会議。
- 6/30 学外より、旧土木工学教室中庭に植えられているヒマラヤ杉に関連する資料につき照会。
- 6/30 学内より、大学文書館への移管・寄贈・閲覧・公開等につき照会。
- 6/30 フィールド科学教育研究センターより、演習林関係資料寄贈。
- 7/ 8 学内より、戦時期の西洋史学教員関係資料につき照会。
- 7/ 9 学外より、常設展「京都大学の歴史」に展示中の写真に写っている人物の特定について照会。
- 7/24 大学文書館教員会議。
- 7/24 西山、広報連絡会（於医学部資料館）において「『京都大学百二十五年史』はどのようにして作られたのか」と題して講演。

- 7/25 橋本准教授、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会近畿部会第 176 回例会「『最大限の利用可能性』に至る複数の道―アーキビストは模索する―」（於立命館大学朱雀キャンパス中川会館）において、「著作権法変えてくれ：公表権から見た個人記録の公開問題」と題して研究報告。
- 7/29 平塚理恵氏より、小児科講座集合写真寄贈。
- 7/29 西山、第 45 回平和のための京都の戦争展ミニシンポジウム（於立命館国際平和ミュージアム）において「大学と戦争 ―京都帝国大学の場合―」と題して講演。
- 7/31 京都新聞より、綜合原爆展につき取材。
- 8/ 4 第 41 回企画展「京都帝国大学の「戦争」」の開催にあたり内覧会実施。
- 8/ 5 第 41 回企画展「京都帝国大学の「戦争」」開催（～10月5日）。
- 8/ 8 西山、オープンキャンパス2025において「京大ってどんなところ？ ―歴史をさかのぼって考える―」と題して講演。
- 8/14 学外より、戦時中の医学部薬学科在学生につき照会。
- 8/14 学外より、学徒出陣した学生に関する資料につき照会。
- 8/14 京都新聞より、戦時期の京都学派につき取材。
- 8/14 古川萌氏より、古川為雄関係資料寄贈。
- 8/21 毎日新聞より、企画展につき取材。
- 8/25 岩崎三之利氏より、戦時期関係写真寄贈。
- 8/25 北海道立文書館より、大学文書館書庫・閲覧室見学のため来館。
- 8/29 池田保生関係資料を公開。
- 8/29 学外より、1950 年代初頭に和歌山県の地域調査を行った研究者につき照会。
- 9/ 6 西山、吹田市立平和祈念資料館戦後80年夏の企画展講演会において「『学徒出陣』とは何だったのか ―今改めて振り返る―」と題して講演。
- 9/11 神戸文学館より、大学文書館刊行物の展示利用につき照会。
- 9/18 大学文書館教員会議。
- 9/19 学外より、1920 年代に文学部在学の府川哲雄に関する資料の所蔵につき照会。
- 9/22 学外より、京大教員と合同研究を行っていた研究者（海外）所蔵の資料の寄贈につき照会。
- 9/27 学外より、写しの依頼および大学文書館刊行物の相互貸借につき照会。

大学文書館の動き

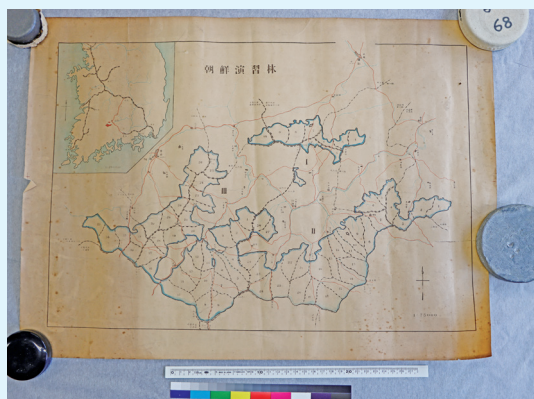
「演習林関係資料」をご寄贈いただきました

大学文書館では去る6月30日、フィールド科学教育研究センターより「演習林関係資料」をご寄贈いただきました。

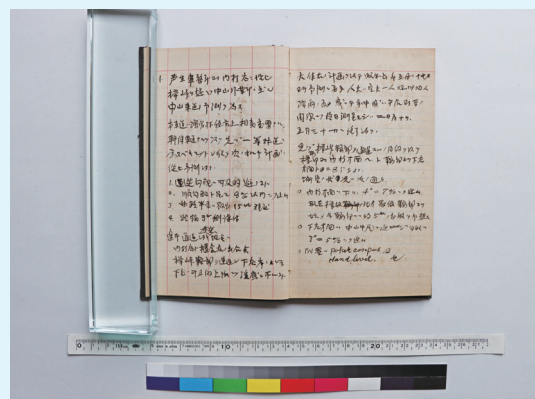
京大農学部附属演習林は、戦前に外地である台湾・朝鮮・樺太のほか芦生（京都府）・和歌山に演習林を、北部構内・上賀茂（京都府）・徳山（山口県）には試験地を設置していました。敗戦と共に外地の演習林は京大の手を離れた一方、戦後間もなく北海道（標茶区・白糠区）演習林と白浜試験地の移管を受けました。現在はフィールド科学教育研究センターが芦生・和歌山・北海道の研究林および上賀茂・徳山・北白川の試験地を管理しています。

今回寄贈された資料の中心は、こうした演習林などの図面類です。図面にもいろいろな種類があり、[写真1]に示したような朝鮮演習林の全体図だけでなく、①演習林設定時などの境界線・林班界の測量図面、②植生図・植林地実測図、③造林・苗圃・砂防工事などの施業箇所位置図、毎木調査区域実測図などの日常業務を記録した図面、④敷地内の各種建物図面、⑤林道・橋梁・堰堤設計図面、⑥敗戦後外地演習林の代替施設を検討した演習林利用予定地図面など非常に多様です。さらに図面以外にも、作業現場で各種データなどを記入する野帳と呼ばれる小さなノート[写真2]などもあり、総じて資料的価値が非常に高いと思われます。

資料の総数は概算で約1600点ですが、今後精査していくとその数は増加していくのではないかと見込んでいます。整理には若干の時間がかかることが予想されますが、公開された暁には演習林の歴史を跡づけるには不可欠の資料となるのではないのでしょうか。



【写真1】朝鮮演習林全体図



【写真2】芦生演習林における各種調査内容を記した野帳

人の動き（2025年4月～2025年9月）

2025年4月1日

橋本陽、大学文書館准教授に昇任。

豊川海軍工廠への学徒勤労働員

京都大学大学文書館准教授

橋本 陽

第二次世界大戦末期における労働力不足の深刻化に対処するため、1943年以降、中等学校以上の学徒を対象とした勤労働員が本格化したことはよく知られている。『京都大学百二十五年史』（京都大学百二十五年史編集委員会、2022年）によれば、京都帝国大学（京大）でも同年から勤労働員が開始され、1944年になると長期の動員が増えていった。同書では、京大における勤労働員について、残された資料がほとんどないことから、その実態の多くが不明なままであると言及されている（178頁）。

ところが、昨年度、当時の状況の一端を明らかにできる一次資料が当館に移管された。これは、「豊川出動関係」（識別番号：25Y01880）という文学部の簿冊で、1944年5月から1945年4月の書類が綴じられている。ここでは、今年度中に公開される予定である本資料について、その概要を簡単に紹介したい。

豊川の海軍工廠には、文学部、法学部および経済学部の学生が動員され、それぞれの学部の教員も1名ずつ管理と教育のため参加していた。教員も学生も定期的に入れ替えが行われた。出動にあたり、服装や携行品が定められていたが、それとは別にタバコの持参も認められていた。なお、50人程度の学生に対し3名という教員数は他校と比べて多く、しかも短期的に交替するというのは異例であったようで、工廠側から不満が示されることとなった。

勤労の実態については、同行した文学部教員から学部長の落合太郎に送付されていた報告書に記載されている。教員による発信物は検閲を受けていたものの、1944年6月から、3つのグループが8時間交替で勤務するという三直制が導入されつつあり、そのため勉強時間の確保が難しくなることについて懸念を伝えることは許されたようである。

そのような制度の中で労働と学業を両立させなければならなかった学生の苦労がしのばれるが、学生は学生でその素行に問題があった。まずは、出勤率である。中等学校と女子挺身隊はそれぞれ92%と97%であったのに

対し、こちらは平均37%という低さであった。これ以外にも、朝礼をさぼる学生が増えたり、外出後、点呼の時間までに寮に帰らなかったり、さらには休業許可の期限を守らず無届で欠勤し続ける学生が多かったり、色々な問題が指摘されている。

教員も工廠での生活に苦労した。舎監用の浴室を使用できなかった時期があると記述されていることから、その間はおそらく学生と同じ浴室を使用していたと考えられる。食事の時に学生と同じ列に並び食器を受け取るのも体裁が悪かったとの心情が吐露されている箇所もある。これについては、食堂内に教員用のスペースが設けられ、そこに配膳されるようになり、解決された。また、蚤の発生にも悩まされたようであった。

教員と学生の関係についていえば、「E学部学生のS教授に対する全面的不信任」が指摘されている。このEがEconomicsであるとすれば、経済学部となる。しかし、S教授が誰であるかは、当時Sで名前が始まる文系教員が複数いたため断定することはできなかった。

最後に、個人的な話となるが、この資料の中に私の祖父の名前を見つけ驚いた。出動可能かどうかの調査において、精密検査の結果不適と判断されていた。祖父本人も、病気で一度動員を免れたとっていた記憶がある。言動がいい加減なため家族一同から信頼を得ていなかった祖父ではあるが、この話は本当であったようだ。

三直制のスケジュール表